

# 食品中の放射性物質の検査について —現状と今後の取組み—

厚生労働省 医薬食品局  
食品安全部 監視安全課

# 食品中の放射性物質への対応

## ●これまでの対応

### ■食品中の放射性物質に関する暫定規制値の設定

原子力安全委員会の示した指標値を暫定規制値として設定  
(23年3月17日)

### ■食品中の放射性物質に関する検査

地方自治体において、検査計画に基づく検査を開始(23年3月18日)  
(検査実施状況：111,284件、うち暫定規制値超過1,148件) (2月20日時点)

※ 現在では、放射性ヨウ素の検出が認められなくなる一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている

### ■暫定規制値を超えた食品の回収、廃棄

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた食品については、  
同一ロットの食品を回収、廃棄 (23年3月19日～)

### ■食品の出荷制限 【原子力災害対策本部】

検査結果に基づき、暫定規制値を超えた地点の広がり等を踏まえ、  
県域又は県内の一部の区域を単位として出荷制限等を指示 (23年3月21日～)

### ■食品の出荷制限等の解除 【原子力災害対策本部】

解除の条件 (放射性セシウム)

直近1ヶ月以内の検査結果が、1市町村当たり、3か所以上、  
すべて暫定規制値以下

## <食品中の放射性物質の暫定規制値>

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（ベクレル/kg）	
放射性ヨウ素	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注2)	
	野菜類（根菜、芋類を除く。） 魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類 肉・卵・魚・その他	

注1) ウラン、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についても、暫定規制値が別途定められている。  
注2) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調整粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導することとされている。

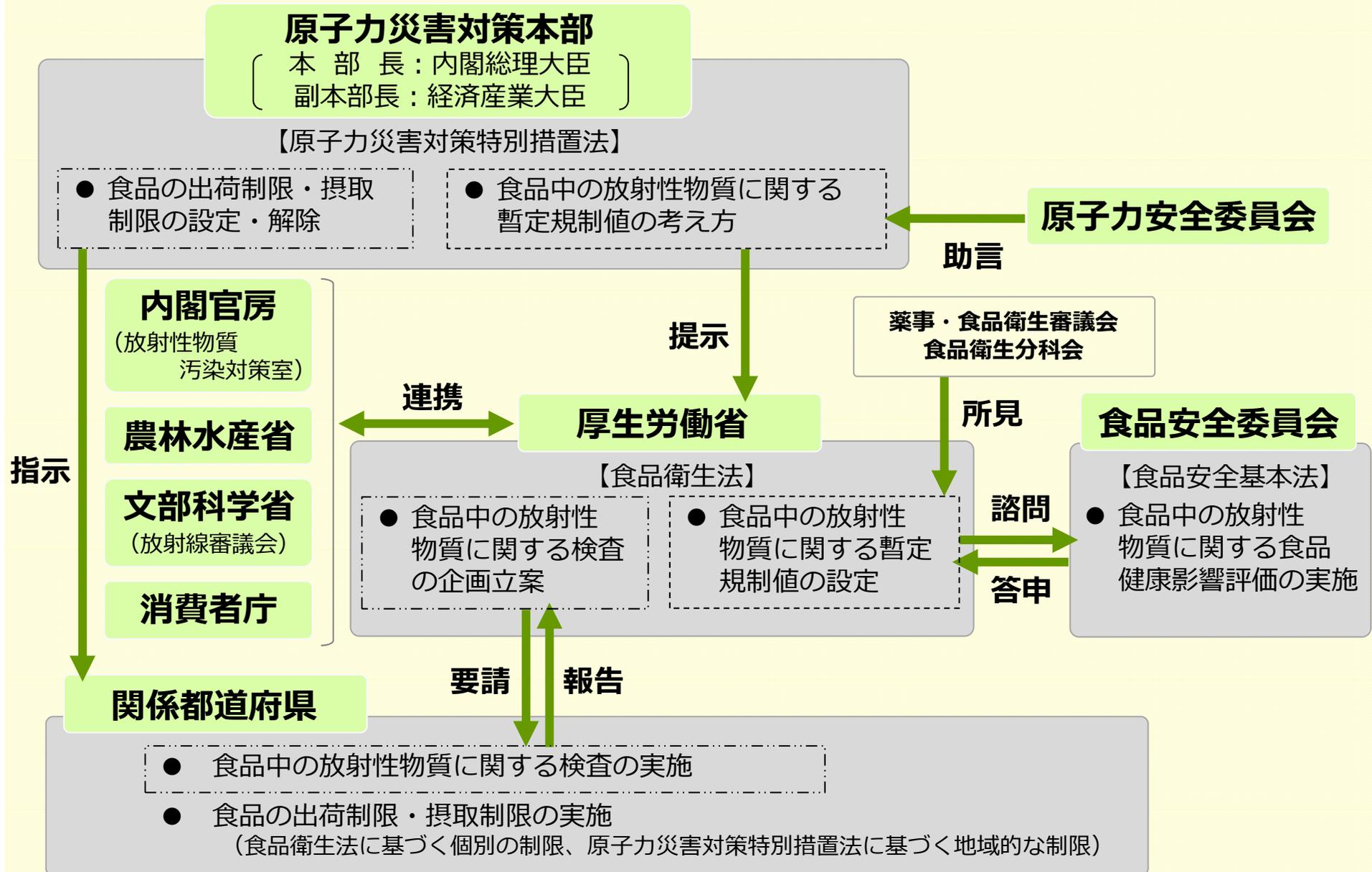
## <出荷制限の対象となっている食品（2月15日時点）>

県名	出荷制限品目
福島県	(一部地域) 原乳、ホウレンソウ、カキナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、カブ、 原木シイタケ（露地・施設栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、 キノコ類（野生のものに限る。）、たけのこ、くさそてつ（こごみ）、ウメ、ユズ、 クリ、キウイフルーツ、米（平成23年産）、ヤマメ（養殖を除く。）、ウグイ、 アユ（養殖を除く。）、イノシシ肉、クマ肉等 (全域) イカナゴの稚魚、牛肉 注)
茨城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地・施設栽培）、茶 (全域) イノシシ肉 注)
栃木県	(一部地域) 茶、原木クリタケ（露地栽培）、原木ナメコ（露地栽培）、原木シイタケ （露地・施設栽培） (全域) 牛肉 注)、イノシシ肉 注)、シカ肉
千葉県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、茶
神奈川県	(一部地域) 茶
群馬県	(一部地域) 茶
宮城県	(一部地域) 原木シイタケ（露地栽培）、(全域) 牛肉 注)
岩手県	(全域) 牛肉 注)

注) 福島県、栃木県、宮城県、岩手県の牛肉及び茨城県、栃木県のイノシシ肉に係る出荷制限については一部解除



# ■ 食品中の放射性物質をめぐる対応のスキーム



# ■ 食品中の放射性物質の検査について（1）

## I. 検査の計画

### 原子力災害対策本部において策定

- 対象自治体（17都県）
- 対象品目
  - ・これまで暫定規制値を超えた食品
  - ・摂取量の多い食品
  - ・出荷制限の解除後の品目
  - ・生産状況による主要農産物
  - ・市場流通品 等
- 対象区域 ⇒環境モニタリングの結果等を勘案
- 検査頻度 ⇒検出状況に応じて強化



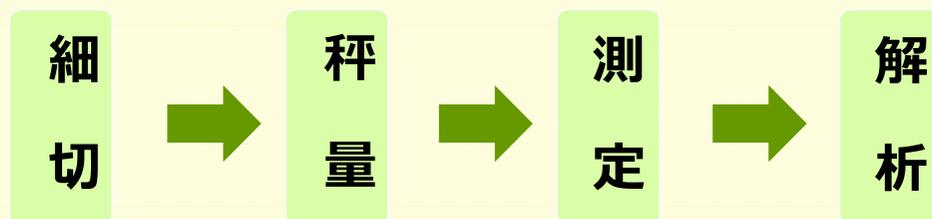
**各都道府県に対し、検査計画の策定、  
検査の実施を通知  
（対象以外の自治体における検査の実施を含む）**

# ■ 食品中の放射性物質の検査について（2）

## II. 検査の実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
- ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた放射性セシウムスクリーニング法  
← 平成23年7月、検査の迅速化・効率化のため導入

### <測定の流れ>



牛肉



生茶



## ■ 食品中の放射性物質の検査について（3）

- ③ 厚生労働省においては、
- 検疫所を含む国立機関、大学等の試験機関を紹介する仕組みの構築
  - 簡易測定機器の導入によるスクリーニング検査の導入の推進
  - 国自らも流通段階の買い上げ調査を実施
  - 関係省庁での機器整備に関する財政的な支援措置などを実施
- ④ 各自治体の検査計画をホームページで公表